

<地方消費税の引上げ分に係る使途の明確化について>

税率の引き上げによる地方消費税交付金の増収分については、社会保障施策に要する経費に充てることとされているため、以下にその詳細を明示する。

【単位：千円】

項 目		決 算 額
歳 入	令和３年度地方消費税交付金(社会保障財源分)	89,903
歳 出	社会保障施策に要する経費(下記のとおり)	587,445

【社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費】

【単位：千円】

予 算 科 目				財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一 般 財 源	
款	項	目	対象経費	国県支出金	地 方 債	そ の 他	引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)	そ の 他
民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	56,988	29,829	0	0	8,721	18,438
民生費	社会福祉費	老人福祉費	123,269	6,196	0	1,791	18,865	96,417
民生費	社会福祉費	障害者福祉費	216,970	150,949	0	0	33,205	32,816
民生費	社会福祉費	後期高齢者医療費	33,178	17,339	0	0	5,078	10,761
民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	23,556	7,087	0	133	3,605	12,731
民生費	児童福祉費	児童措置費	82,545	69,724	0	0	12,633	188
民生費	児童福祉費	母子父子福祉費	2,103	1,051	0	0	322	730
衛生費	保健衛生費	予防費	44,636	819	0	1,883	6,831	35,103
衛生費	保健衛生費	母子衛生費	4,200	232	0	0	643	3,325
合 計			587,445	283,226	0	3,807	89,903	210,509

※一般職人件費・一般事務費は除く。